

民生委員って何？

どんな活動をしているの？

地域の身近な相談員



1. 『民生委員』『児童委員』とは

民生委員は民生委員法に基づき、地域において「社会奉仕の精神」、「基本的人権の尊重」、「政党・政治目的への地位利用の禁止」に基づき、住民の立場にたってさまざまな福祉に関する相談の窓口として活動をしています。

また、すべての民生委員は児童福祉法により児童委員に充てられており、児童や妊産婦への援助も併せて行います。

DATE

市内で83人が活躍しています！
(平賀51人、尾上22人、碓ヶ関10人)

2. 『主任児童委員』とは

主任児童委員は、児童福祉法に基づき、児童福祉に関する事柄を専門的に取り扱う民生委員・児童委員です。

学校や市役所・児童相談所や地区の民生委員・児童委員と協力して、虐待や非行、育児不安など、子どもと親が抱える問題に対して相談・支援活動を行います。

DATE

市内で7人が活躍しています！
(平賀3人、尾上2人、碓ヶ関2人)

3. 『民生委員』『児童委員』の身分

民生委員・児童委員および主任児童委員は、厚生労働大臣から委嘱を受けた非常勤特別職で給与は支給されていません。

4. 『民生委員』『児童委員』の主な活動

① 社会調査

必要に応じて担当区域内の住民の実態や福祉の需要を把握します。

② 相談

地域住民が抱える問題について、相手の立場に立ち、親身になって相談に応じます。

③ 情報提供

社会福祉の制度やサービスについて、住民に適切な情報を提供します。

④ 連絡通報

住民が、個々の福祉需要に応じた福祉サービスが受けられるよう、関係行政機関、施設、団体などに連絡し、必要な対応を促すパイプ役となります。

⑤ 調整

住民の福祉需要に対応し、適切なサービスの提供が図られるよう支援します。

⑥ 生活支援

住民の求める生活支援活動を自ら行い、支援体制を作ります。

⑦ 意見具申

活動を通じ得た問題点や改善策についてとりまとめ、必要に応じて民生委員児童委員協議会を通して関係機関などに意見を提起します。

注：民生委員・児童委員には守秘義務がありますので、個人の秘密は堅く守られます。

5. あなたのお住まいの地区の『民生委員・児童委員』の活動について

民生委員・児童委員は、市内で担当の区域を定めて活動しています。高齢者や障がい者、子育て世帯などの地域住民からの生活上の困りごとの相談に応じ、市役所や専門機関につないでいます。その他の活動として、一人暮らしの高齢者世帯に対する訪問、児童の登下校時の見守り活動や、災害時自主避難困難者への情報提供の活動なども行っています。

あなたのお住まいの地区にも民生委員・児童委員はいますので、お気軽にご相談ください。



登下校時の見守り活動

6. 平川市民生委員児童委員協議会の活動について

平川市内の民生委員・児童委員は、平賀・尾上・碓ヶ関民生委員児童委員協議会（以下、「民児協。」）のいずれかに所属し、地域福祉向上のため日々活動に取り組んでいます。

平川市民児協の活動として、青森県民児協が主催する各種研修会への参加や児童生徒が抱える問題や学校外での様子などを情報交換するため、市内の小・中学校を訪ねています。